

令和元年 11 月 15 日

国立大学法人福島大学
学 長 選 考 会 議

国立大学法人福島大学次期学長候補者の決定について

国立大学法人福島大学学長選考会議において、次期学長候補者を決定したので、国立大学法人学長選考会議規則（以下、「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

1．学長候補者

三浦 浩喜 （ 現 理事・副学長（教育・学生担当） ）

2．任期

令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

3．学長候補者の選考理由

国立大学法人福島大学学長選考会議は、学長選考会議において決定した「国立大学法人福島大学に求められる学長像」を踏まえ、所信・質問会での回答・意向投票の結果・面接等を総合的に判断した結果、三浦浩喜氏が構成員と信頼関係を築きつつリーダーシップと優れたマネジメント能力を発揮できる人物であり、また、大学に対する長期的なビジョンを持ち社会に求められる大学の改革を実行し続けることのできる者であると判断した。このことをもって、次期学長に最も適していると考え学長候補者として決定した。

4．学長選考会議における学長選考の過程

（ 1 ）学長候補適任者の立候補・推薦届出

令和元年 9 月 26 日から 10 月 10 日まで、規則第 6 条の規定に基づき、福島大学役職員に学長候補適任者としての立候補・推薦を受け付けた。
また、経営協議会学外委員（学長選考会議委員を除く。）に対し学長候補適任者としての推薦を受け付けた。

（ 2 ）学長候補適任者の決定

第 65 回学長選考会議（10 月 15 日）において、「（ 1 ）」により届出のあった者（3 名）について規則第 4 条に定める基準を満たす者であるか審査を行い、当該者（3 名）を学長候補適任者として決定した。

(3) 学長候補適任者に対する所信の提出依頼・所信の公表

「(2)」で決定した学長候補適任者へ、規則第 8 条に基づき所信の提出を依頼し(10 月 15 日)、当該学長候補適任者の所信を受領・公表した(10 月 17 日)。

(4) 学長選考意向聴取委員会の質問書の作成

学長候補適任者からの所信に対し、学長選考意向聴取委員会において質問書を作成し(10 月 31 日)、学長候補適任者へ送付。当該質問書に対する回答を求めた。

(5) 質問会の開催・学長候補適任者の質問書回答受領・公表

所信に対する質問書への回答及びその質疑応答の場として、質問会を開催した(11 月 5 日 : 附属中学校、11 月 6 日 : 金谷川キャンパス)。また、学長候補適任者より質問会の質疑応答を踏まえた質問書への回答を受領・公表した(11 月 8 日)。

(6) 意向投票

学長候補適任者について役員及び教職員の意向を聴取するため、国立大学法人学長選考実施規程第 8 条に基づき意向投票を行い、学内に投票結果を公表した(11 月 14 日)。

(7) 学長候補適任者に対する面接及び学長候補者の選考

第 66 回学長選考会議(11 月 15 日)において、学長候補適任者(3 名)に対して、学長選考会議への出席を求め、個別面接を実施した。

その後、規則第 9 条に基づき、所信・質問会での回答・意向投票の結果・面接等を総合的に判断した結果、三浦浩喜氏を学長候補者に決定するとともに、規則第 11 条に基づき同氏に学長就任を要請し、内諾を得た。